



令和5年8月7日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞



奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け奈労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額866円）は、令和3年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、別紙3のとおり、奈良地方最低賃金審議会として政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するので、格別の御高配を賜りたい。

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域  
奈良県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 936 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 866円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年
- (3) 生活保護水準（令和3年）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,219円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$866 \text{円 (奈良県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} \doteq \underline{122,817 \text{円}}$$

※ 時間額820円（令和3年度地域別最低賃金額の最低額）で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

奈良県最低賃金の改正決定にあたっての付帯事項

政府及び中央最低賃金審議会に対して以下の3点について、スピード感を持って推進されることを要望する次第である。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げを実現するために、コスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制を早急に整えていただきたい。
- ② 「年収の壁」が人手不足の解消を阻害していることを認識していただき、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。